

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会  
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第14号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「(以下「こどもみらい館」という。)」を削り、「勤務として」の右に「午前11時15分から午後8時まで、」を、「午後8時45分まで」の右に「又は午後0時45分から午後9時30分まで」を加え、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「100円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)